難民・人権問題でビジネスは無力か

クルド人たちが暮らす難民キャンプ。イスラム過激派組織ISはクルド人が多く暮らすシリア北部を攻撃、数十万もの人々がトルコに押し寄せた（撮影：フォトジャーナリスト・川畑 嘉文）

難民とは「難民の地位に関する条約」では、難民は「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。

6月20日は国連が定めた「世界難民の日」。欧州を揺らがせたシリア難民問題や、サプライチェーンの人権問題など、CSRの課題として人権問題の重要性が高まっている。日本人には「対岸の火事」に映るかもしれないが、国際社会は課題解決に向けて企業やビジネスにも大きな期待を寄せる。私たちはそれに応えられるだろうか。

（オルタナ副編集長・吉田 広子、オルタナS編集長・池田 真隆、編集部・小松 遥香、川畑 嘉文、寺町 幸枝、ハノーバー＝田口 理穂、釜山＝原 美和子）

2017年6月1日夜、六本木ヒルズ（東京・港）。ビジネスアワーが終わり、オフィスの照明が落ちていくなかで、23階の法律事務所には煌々と灯りがついていた。室内には、日本人や外国人合わせて80人ほどが集まり、英語でのパネルディスカッションに参加していた。

4件中3件で難民認定

「なぜ日本では難民の受け入れが進まないのか」「私たち専門家は何ができるか」――。参加者のほとんどが弁護士や司法書士など法律実務家。ディスカッションを主催したのは、今年2月に設立したネットワーク「Women in Law Japan」だ。

この夜は、ゴールドマン・サックス証券（GS）法務部員2人も登壇した。同社は2015年2月、認定NPO法人難民支援協会（JAR／東京・新宿）と外部法律事務所と連携し、難民申請手続きへのサポートを始めた。社員たちが無償でサポートする「プロボノ」方式だ。

GS法務部の藤田直介部長（弁護士）は、「遠い国から一人で日本に来て、難民申請を行っている」と聞いて、「難民

とはどういう人なのだろう。母国で辛い思いをしてトラウマがあるのではないか。怯えさせてしまわないだろうか」と案じていた。

だが、最初に会ったパキスタン人男性は笑顔であいさつしてきた。「支援は心強い。本当にありがとう」と深く感謝された。

具体的な難民申請支援は次の通りだ。まず、申請者にインタビューし、難民であることを法的に分析し、本人の陳述書や弁護士としての意見書を作成する。特に、「いつ、どこで、どんな」状況にあったか、その場にはだれがいたのか――など、本人のあいまいな記憶を、法的な証拠として確かなものにしていく。

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）や国際人権NGOらが発行する報告書などを参考にし、いかに迫害を受ける恐れがあるか、客観的な事実を積み重ねる。

GS法務部は、案件によって他部の社員ともチームを編成。これまでに4件手掛け、すでに3件は難民認定を受けることができた。

ゴールドマン・サックス証券法務部の藤田直介部長（左）と中井綾シニア・カウンセル

米でプロボノは当たり前

この数字は、実は驚異的な数字だ。日本では2016年に1万901人が難民申請を行ったが、認定者数はたった28人だ。それほど日本での難民認定が難しい背景には、制度の問題や言葉の壁もあるが、難民申請のサポート体制が少ないこともある。

「米国の法律事務所ではプロボノは当たり前で、難民申請支援でのプロボノもごく一般的なものだった。日本では本人が自力で申請していることに驚いた。もっと多くの支援があれば、難民認定を受けられる人が増えるだろう」

こう話すのはGS法務部の中井綾シニア・カウンセル（弁護士）だ。約8年前、ニューヨークの法律事務所で働いていたときに、初めて難民申請を手掛けた。

アフリカ出身のアルビノ（先天性白皮症）の男性で、祖国では命の危険があるため、何とか米国に逃れてきた。アフリカの一部地域ではアルビノに特別な魔術が宿っていると信じられ、殺害されて遺体が高値で売買される危険があるという。

「21世紀に入り、いまだにこうしたことが起きている事実に衝撃を受けた。一方、弁護士の原点として、目の前にいる人を助けられるという喜びは大きい」（中井弁護士）

GS法務部の藤田部長は「法律の専門家として何か社会に貢献したいという思いを持っていた。難民の多様なバックグラウンドは、視野を広げてくれる」と話す。「人権団体の報告書のデータを集める、英語のインタビュー内容を翻訳するなど、弁護士でなくてもできる支援がある。興味があれば、まずは第一歩を踏み出してほしい」と訴えた。

増え続ける世界の難民

UNHCRが2016年6月に発表した「グローバル・トレンズ・レポート2015」では、2015年の難民・国内避難民・庇護申請者数は6530万人で、2014年から580万人増えた。1日当たり3万4千人が避難民となり、国内外への避難を余儀なくされている。

14ページの図が示すとおり、シリア難民が最も多い。アサ

難民申請の主な流れ

入国管理局に難民申請

一次審査
- 難民認定申請書（多言語対応）提出
- 必要に応じて難民であることの証拠書類（原則翻訳付き）を提出
- 入管から面接（通訳）

※申請時に在留資格があれば、申請後に「特定活動」（6カ月）という在留資格に変わり、外務省（RHQ）による保護費の申請と、国民健康保険への加入が可能になる。難民申請から6カ月経つと就労許可の申請が可能になる

一次審査の結果

認定
- 難民認定証明書が交付され、更新可能な5年の定住者としての在留資格が与えられる

不認定
※不認定でも、人道配慮による在留許可として「特定活動」（1年）などが与えられる場合もある。ただし、政府による定住支援は受けられない

審査請求（異議申し立て）（結果の通知から7日以内）
- 証拠書類の提出と面接

審査請求の結果

認定

不認定　裁判へ
※人道配慮による在留許可などが与えられる場合もある

行政手続き（一次＋審査請求）の結果まで平均3年

資料作成協力：難民支援協会

世界の難民発生状況 国別ランキング

難民・国内避難民・庇護申請者・無国籍者の出身国（2015年末時点）。日本人も213人いる。「その他」はカテゴリーに含まれないが、国際的な保護が必要とされるUNHCRの支援対象者

出 典：UNHCR「2015 Global Trends Annex Tables」（2016年6月発表）を基に編集部で作成

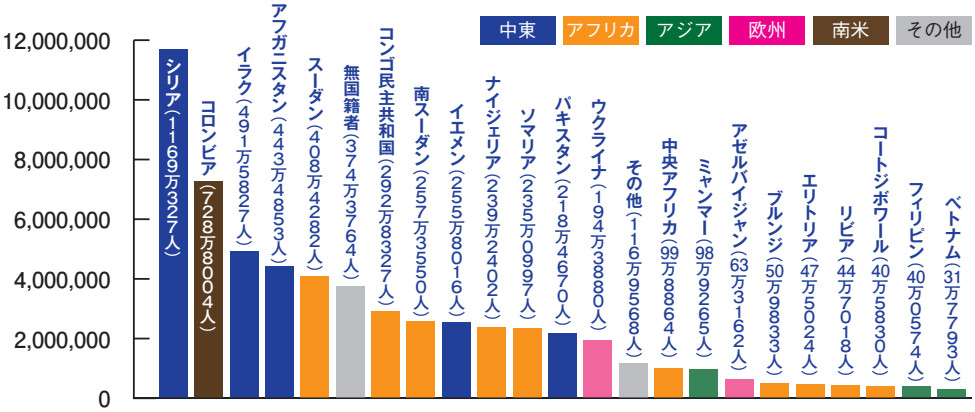

ド政権、反体制派、ISなどが敵対し合い、内戦が長期化したことで、治安が悪化した。2017年3月時点でシリア国外に避難した難民の数は500万人を超えている。

UNHCRが2017年2月に発表した報告書によると、2016年上半期で新たに320万人が国内外への避難を余儀なくされたという。

難民は、隣国が受け入れることが多く、8割を開発途上国が受け入れている。国別では、トルコ（280万人）、パキスタン（160万人）、レバノン（100万人）、イラン（97万人）、エチオピア（74万人）などだ（2016年6月末時点）。

日本にいる難民とは

では、どのような人が日本に逃れ、難民申請を行っているのだろうか。3人の事例を紹介する。ただし、個人が特定される恐れがあるため、取材を基に編集部で一部を改変した。

◇Aさん（20代）女性

アフリカ出身。村長との結婚を強いられ、村から逃れて来た。日本に到着後、ホームレス生活を送っていたが、道行く人にモスクを紹介され、支援情報にアクセスできるようになった。祖国ではレストランで働いていた。「仕事はまだないが、安全があるので以前の生活よりは安心して暮らせている」。

◇Bさん（50代）男性

コンゴ出身。数年前のある日、突然拘束された。数日間、拷問を受け、その後町を転々として身を隠す。妻と娘はアジア圏の国で暮らしている。「いまだ政府に追われ、隠れて暮らしている。一番辛いのは娘に会えないこと。いつか娘を呼んで一緒に暮らしたい。娘のことを思うと胸が苦しくなる」。

◇Cさん（20代）男性

中東出身。医療関係者として働いていた。毎日爆撃が続く地域で、命の危険があり、日本に逃れてきた。到着後、4カ月間ホームレスとして暮らしていたが、冬の寒さが厳しかった。現在は難民事業本部（RHQ）の支援を受けながら、仕事を探す日々が続く。「日本で働けるように頑張り、何かの形で日本社会の役に立ちたい」。

難民申請中でも働ける

この数年で日本の難民認定申請者数は増えている（左図）。一方、認定者数は毎年20—30人で一定したまま増えていない。審査請求の結果が出るまでは、平均3年かかる。保護費が出る場合もあるが、申請者は自力で働いて生活していかなければならない。

実は、難民認定申請中の外国人は国内で合法的に働くことができる。在留資格があれば、難民認定申請から6カ月後に、就労許可を申請でき、許可が下りれば働くことが可能になる。難民認定申請者を積極雇用することで、日本企業も難民・人権問題に間接的に寄与できる。

日本は過去に大量に難民を受け入れた歴史がある。1975年、インドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）が社会主義体制に移行したことで、迫害を受ける恐れのある人々が国外に逃れた。

その総数は約144万人に上り、日本にも「ボート・ピープル」と呼ばれる人たちが逃れてきた。2005年までのインドシナ難民定住受け入れ数は1万1319人に上る（外務省発表）。

インドシナ難民を支援するために、1979年に設立されたのが、認定NPO法人難民を助ける会（AAR／東京・品川）だ。「より弱い立場の方へ支援の手を」を掲げ、現在は15カ国で約160人の現地スタッフが緊急支援などを行っている。

AARの長有紀枝理事長は、「難民問題は国のビジョンを問うもの。企業にとってもどういう社会的な立場であ

りたいかが問われてくる」と話す。

「日本の制度を変えるには、時間がかかる。だからこそ、民間企業の意思表明がカギを握る。例えば、『第三国定住』の制度を利用して、企業が雇用を進めるのも一つの方法ではないか」と続ける。

第三国定住とは、一次避難国で保護を受けられない人を他国（第三国）が受け入れる制度で、マレーシアの難民キャンプが対象だ。日本は2010年に試験的に開始した。

進む雇用、「難民は戦力」

1979年にベトナムを出て、インドシナ難民として日本に帰化した秋保和樹（ベトナム名：フィン・バン・ヒュー）さんは30年前、池田印刷（東京・品川）に採用された。同社はこれまでに8人のインドシナ難民を雇用し、現在3人が働いている。

雇用のきっかけは、品川にあった国際救援センター（2006年閉所）から要請を受けたことだった。賃貸契約が難しい彼らに代わって、同社が住む場所も提供した。30年前は外国人に対する理解が今よりずっと浅く、岩佐育美取締役製造部長によると「アパートを20―30軒は探し回った」という。

池田幸寛社長は「どんな仕事でも率先して頑張ってくれる。高い技術力もあり、彼らの働く姿に刺激を受ける社員は多い」と評価する。なかには年収約1千万円の元難民従業員もいるという。

三児の父である秋保さんは、「日本の教育制度は素晴らしい。ベトナムはまだまだ教育が行き届いていない。いまは学用品などの寄付しかできないが、退職後はもっとベトナムの教育支援にかかわりたい」と希望を語る。

難民を戦力として雇用する企業も増えてきた。その一つがトラック・建設機械・乗用車などの輸出入を手掛けるビッグサム（奈良県橿原市）だ。JARが主催する「ジョブフェア」に参加し、難民雇用を進めている。

ビッグサムは15年ほど前から海外事業に力を入れ、外国人採用を強化してきた。その一環で難民雇用を進め、アフリカ出身の難民2人が働いている。アフリカ出身者の多くは英語やフランス語ができる

日本の難民認定率はわずか0.26%

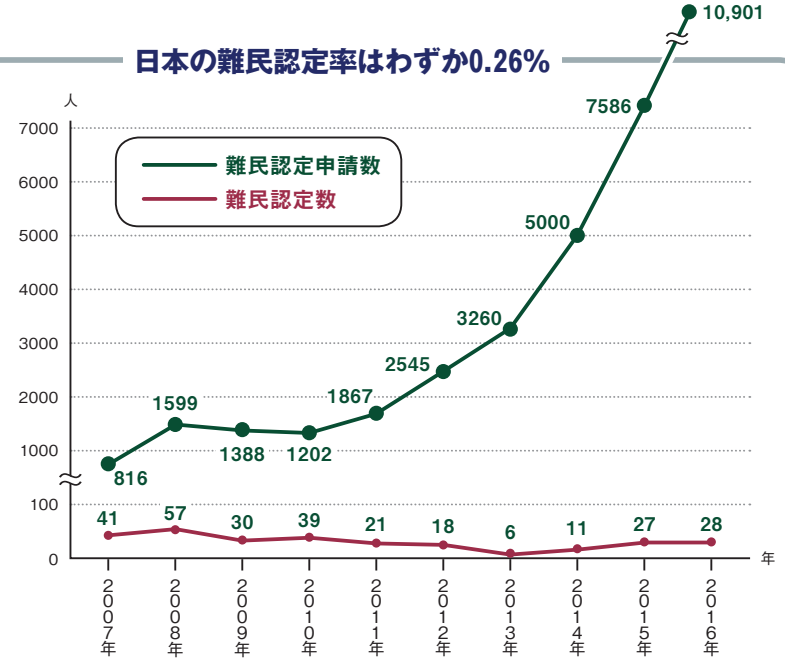

日本での難民認定申請数に対する難民認定数の割合。このほか、2016年は定住難民（インドシナ難民と第三国定住難民）が18人、人道配慮による在留許可を受けた者が97人いる

出典：法務省「難民認定申請数の推移」「我が国における難民庇護の状況等」（2017年3月発表）を基に編集部で作成

日本での難民認定申請者の国別ランキング

	出身国	申請者数	世界の難民数
1	インドネシア	1,829	16,611
2	ネパール	1,451	17,840
3	フィリピン	1,412	400,574
4	トルコ	1,143	71,675
5	ベトナム	1,072	317,793
6	スリランカ	938	190,219
7	ミャンマー	650	989,265
8	インド	470	35,232
9	カンボジア	318	13,180
10	パキスタン	289	2,184,670
11	バングラデシュ	242	42,989
12	ガーナ	174	33,949
13	中国	156	270,619
14	ナイジェリア	108	2,392,402
15	イラン	107	142,054

日本の難民認定申請者の出身国と世界の難民数。世界の難民数には、国内避難民・庇護申請者も含まれている

出典：法務省「国籍別難民認定申請数の推移」（2017年3月発表）とUNHCR「2015 Global Trends Annex Tables」を基に編集部で作成